

第2回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の審議概要について

1. 6月6日(水)14時00分より、大阪合同庁舎第1号館第一別館2階大会議室において、第2回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会が開催された。

2. 協議会幹事会においては、神戸市大容量送水管整備事業に係る使用の認可に関する処分(大深度法適用第1号予定)についての報告及び大深度地下利用等に関する最近の状況についての情報提供が行われた。その主な内容は、以下のとおり。

(1) 大容量送水管整備事業に係る使用の認可に関する処分について

神戸市より、以下のことについて説明がなされた。

- ・大容量送水管整備事業の事業概要
- ・使用認可申請書を兵庫県知事宛に提出したこと

兵庫県より、以下のことについて報告がなされた。

- ・大容量送水管整備事業について使用認可申請書を受理したこと
- ・申請書の縦覧において意見書の提出がなかったこと
- ・審査会を設置して審査を実施し、5月16日の審査会で使用の認可を決定したこと
- ・6月20日前後に認可告示予定であること

(2) 大深度地下をめぐる最近の状況等について

国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課より、東京外かく環状道路(東名高速～関越道間)の事業間調整について以下の説明がなされた。

- ・事業概要書を縦覧した結果、事業の共同化や事業区域の調整等の申し出はなく、事業間調整を終了したこと

(3) 近畿圏における地下利用を想定したプロジェクトについて

近畿地方整備局道路部より、以下のことについて情報提供がなされた。

- ・京奈和自動車道(大和北道路)の状況

現在、環境影響評価書作成に向け、奈良県及び京都府の都市計画審議会等において審議されている。一部区間において地下式構造が検討されている。

- ・淀川左岸線延伸部有識者委員会の提言の概要

「推奨すべき計画案のルート・構造の考え方」において、「トンネル構造区間においても、用地補償を伴わない大深度地下空間(深さ40m以上)を極力利用することが望ましい。」との提言がなされている。

3. 主な質疑応答等

(1) 大容量送水管整備事業に係る使用の認可に関する処分について

今回の事業区域に係る土地において温泉を掘削する場合は、兵庫県においてはどのような対応になるのか。

- ・温泉を掘る場合には兵庫県の許可が必要であり、その事務を所管する部局に事業区域を表示する閲覧用図面を置き周知に努めることとしている。なお、事業区域周辺で申請がある場合には、許可条件として神戸市水道局の同意をとるよう指導していきたい。

(3) 近畿圏における地下利用を想定したプロジェクトについて

京奈和自動車道においては、大深度地下を利用する予定があるのか。

- ・事業実施段階までに検討する。

以上